

藤田村郷土誌全

藤
田
村
郷
土
誌

全

藤田村郷土誌

緒言

明治四十二年七月本縣郷土誌編纂に膺り、町村に於て編纂委員會を組織し調査及び編纂に従事す可き、達示に基き直ちに當村は右会を組織し、委員長以下左の如く定めたり。

委員長	當村	村長	小池	徳太郎
編纂主任	當村	孝校長	天野	稻楠
委員	全	教員	山本	昇次郎
委員	全	助役	大谷	敬一郎
委員	全	社掌	佐藤	剛一郎
委員	全	僧侶	柏木	円性
委員	全	教員	地坂	信吉
委員	全		中西	安松
委員	全	古老	小池	甚一郎
委員	全		瀬戸	佐太郎
委員	全		小川	吉次郎
委員	全		坂本	籐吉
委員	全		山本	久吉

右の如く不肖は乏しきを編纂主任に承けたれども同主任山本昇次郎氏は其の後東北帝国大幸に遊びたるを以て不肖は専ら此の任を果さざる可からざるに至れり。因って公務の傍事に爰に従事したるも口劣菲才敢も其の伍を全ふするは因より不可能の事に属するのみならず元来斯の編纂たるや記録範圍の広汎にして各方面に聯関し又指示要項の精細にして調査の詳蜜を要し而も比較的短時間に於て是を完成せんと慾するは至難の業と言はざるべからず。就中

自然誌に於ける実地測量を要するもの人文誌に於ける文献の徴すべきものなくして之を口碑に求め或は史筆の慎重を要するものありて調査の進捗容易にならざるものあり。それは尚一層の至難たり。幸いにして右委員長、委員諸彦の補導に依り歩一歩、其の進行を図り、今や原稿の結了を見るに至る。其の豫期以上の日子を要せしは到底勢已むを得ざる所なり。然りと雖も指示要項は決して巨細洩らさず調査統計は各根據の上に成り立ちて、其の精確なるは信じて疑はざる所なり。今や稿なるに臨み斯の事業に関し各種の材料を供せられ、又は直間接に援助を與へられたる大方賢士に対して深く感謝の意を表示するものなり。冀くは斯の稿に曲りて本誌編纂の目的を達するを得ば編者の光栄何物か之に加へん。若し其れ記録の錯誤遺洩あらば更に補充し以て本誌編纂上毫も遺憾ならしむるは又編者の冀望なり。爰に原稿を提供するに及び一言を叙すること爾り。

明治四十四年三月三十一日

編 者 識

引用書及書類

- | | | |
|----|----------|-------------|
| 一、 | 續紀伊国風土記 | 和歌山縣神職取締所編纂 |
| 一、 | 紀伊名所圖會 | 加納諸平、神野易興共選 |
| 一、 | 大日本教育史 | 文部省編 |
| 一、 | 大日本歴史 | 有賀長雄著 |
| 一、 | 諸家の系譜 | |
| 一、 | 當村調査統計資料 | |

[illegible]

右	十七、	十六、	十五、	十四、	十三、	十二、
	維新以來戰役に於ける烈士の經歷及當村の其の當時益せる後援事業	名門	遺跡発掘物	名所旧跡	各種団体	交通
38	36	36	35	34	32	

藤田村郷土誌

第壹編 自然誌

一、位置

白馬山脈の分派たる畑山は當村の北端にして之より南に延長し東南は日高川に沿ひ之に潮する土生川を以て東矢田村大字小熊及同村同土生と境し南北東は徳嶽を以て同村大字鐘巻同千津川に境し西は八幡山其の他の小丘陵によりて湯川村大字富安に南西は同村同小松原、同財部及御坊町大字島に接続し所謂日高平野の一部分を形造る。元來當郡は當縣の南北の殆ど中央に介在し東西よりすれば殆ど西部に位置す。是れ當村の當縣及當郡に対する位置なりとす。

二、境界

北西は湯川村大字富安同小松原に境し、南は同財部及御坊町島に接し南東は日高川に沿ひ東は矢田村大字小熊、同土生、同鐘巻、同千津川に境す。其の境介は東部及西部の一部分は山脈小丘によりて、成立すれども南東部の一部分は河流を以て成り立ち、其の他は田面の接続地にして自然的地物の境介を成さず。

三、面積及広袤

一、總面積	二百二十町九反八畝二十一歩	上地の外荒地及官有地あり
一、田面積	一百四十一町九反六畝五歩	
一、畑面積	十一町七反七畝五歩	
一、山林	五五町八反貳畝三歩	

四、地 勢

イ 総 説

口 山 及 山 脈

山脈及山岳、丘陵、高原は北東に在り南は平野なるを以て、北東部は大小溪谷を包容し従て土地北より南に傾斜し河流の方向は南北に走る。

畑山は當村の北方に位置し白馬山脈の分派山脈中にありて當村山岳中の最高峯たり。絶頂は展望遠く太平洋に達し當村及附近を一眸の間に集む。東西に連旦し海拔四百八十米幅員十八町余り南部傾斜急峻にして約四十八度に達し西部は稍緩なりと雖も三十五度に及ぶ。當村南北の中央にありて西部に屹立して走向は北東に向ひ緩慢なる屈曲によりて更に北西に向ふものを八幡山と云ふ。高さ百米幅員十二町に及南東部傾斜急にして北は緩く遂に丘陵をなし尚東北に延長し當村の北西に於て更に隆起し大谷山となる。是又北に延長して連旦す。之の山高さ百米幅員九町四方傾斜稍緩にして三十五度乃至四十五度に達す。當村の北東部に在り特立して矢田村大字土生、鐘巻と境を爲す小丘あり徳岳と云ふ。高さ約六十米幅員約五町余に及ぶ北東に連旦し傾斜南北緩にして二十度東西稍急峻にして四十五度に達す。以上の山脈は他村と自然的境界を成し

一、	原野面積	一町二反七畝四歩
一、	宅地面積	八町八反三畝四歩
一、	社地面積	一町三反三畝歩
一、	東西南北の幅員	東西 一八町 南北 一里一八町
一、	最長最短の幅員	最長 東西 一八町 南北 一里一八町 最短 東西 二町 南北 一二町

八河川

三面逼促山岳を以て圍繞するを以て當村北部の地は自然的に一大溪谷を成し凡て北より南に向かつて約二〇度の傾斜を有し冬季北西氣候風を避けしめて温暖を保たしむ。此れら山岳中に於て包容する大小溪谷は池を懷きて水を貯へ以て灌漑に供し又全山は大樹深林に乏しと雖も大小樹林をなして薪炭の混用樹林を形造り山麓は柑橘其の他果樹に適當して之を栽培せり。

當村の東部に流るゝ日高川と言ふ當郡唯一の大河長流にして源を當郡龍神に発す。支流なしと雖も腕々屈曲流長四十八度に及び上流は流幅むも狭小にして下流に及んで自然濶大となる。其の當村に於る流幅は平時三十間に及び吐口に及んでは同二町に及ぶ。

流勢

河流の位置により大差ありと雖も當村沿岸平時の測定に於ては水量普通微風に於て約一分間十二米

水量

通常水量にて一秒間四百三十二立方尺の水量あり。

水深

平時の測定 平均約四フイートに至る。

水源地より約四十里の間は河底河定傾斜尤も急端從つて流勢尤も強く激端急流石を嚙んで流下す。此の間所謂四十八滝の称あり。蓋し小飛瀑の威あるを以てなり全く舟楫通ぜず下流より四里船津村大字船津に至る迄は船運の便ありて舟筏を通ず。

水産

鮎を産すると雖も明治二十二年洪水の害以後其の捕獲頓に減少せり。之れ産卵の箇所を破壊したるによると云ふ。然るに近年又其の増加を見る。明治四十三年本縣令により毎年十月十一日より十一月十日迄一ヶ月間は日高川、千津川合流口より天田橋に至る日高川兩岸にて魚、蟹、蝦、藻及び砂土を取ることを禁止せらる。

井堰

本河流の水を道く井堰を野口井堰といふ。當村の東野口村の水田に灌漑するものなり。當村及以南西に灌漑するものには若野井堰、六郷井堰と云ふ各溝渠によりて灌漑し、若野井堰は水田二百五十九町七反歩、當村流域にては百一十一町四反歩を灌漑し六郷井堰は湯川村其の他数ヶ村に灌漑す。野口井堰は野口村に起り、六郷井堰は矢田村大字小熊、若野井堰は同若野を起点とす。若野井堰は寛永年間當村大字吉田平井九左衛門設計して徳川藩之を經營し同六年完成せり後明治二十二

年に至りては稀有の水害に逢着し井堰及之を通ずる溝渠を破壊せられしを以て井堰口には隧道を開鑿し溝渠を変更して翌年一月俊成す、これ現在の溝渠なり。之の河は前叙の如く灌漑に於て日高平野の大部分に及び當村水田の多きに及ぶを以て其の灌漑の利益を得人生に効益ある実に比較すべきものなし宣なり。

日高平野は日高川流の永年間にして之を冲積したるものなればなり。水利に次ぎ人生に資益を與ふるものは舟筏流下の利益なり。由來當郡物産の産額の夥多なるは米麦に次ぎ當村以東に算出する木材薪炭等にして其れ等の運搬は重に水流に由るものなれば本流の我郡に與ふる裨益蓋し偉大なるものあり。殊に當村大字藤井の商工業の盛況は本河流に負ふ所莫大なり。是れ現今に於けるのみならず往古此地紐糸商業を営みて其の轉出は此の河流を利用するものなり。尚又現今に在りて當村製紙工業は當郡に於て尤も盛に其の製造價額約四万余円の一ヶ年の弥期に及び年々増加すべき盛況にして當村現今經濟濟上の潤沢を得るも斯業の興隆に基くものなり。然して斯業に要する作業たる材料の加工は本河流の本流及溝渠によりて営むことを得るものなれば本河流の當村の隆昌に關係深く従つて効果の大なるのみならず當郡に及ぼす利益、有形・無形に於て実に尠少なからざるなり。然して年々夏秋の際に漲溢する洪水は沿岸の地に壤土を冲積し良蒲を形成し或は綠樹影沈むところ魚属の産卵場たらしむ可し。只下流に冲積する砂土は屢々砂州を變形して舟運の妨をなし或は日高港湾に土砂を流入せしめ海水爲に浅く舟の碇泊に不便を來すことあるは免れざる所なり。要するに我が地方物質開發上に影響すること謂ふべし。

二、池

種別	名稱	位置	周囲	面積	水深
民有地	栗林溜池	大字吉田字栗林	一町五〇間	一反五七一〇歩	八
官有地	朱家谷池	〃 〃 〃 朱家谷	五町三〇間	五反五七一〇歩	二〇尺
全	畑池其の一	〃 〃 〃 〃	五町一五間	五反四セ二〇歩	二四尺

五、地 体

以上の池水は凡て灌漑に供す

種別	名称	位 置	周 囲	面 積	水 深
民有地	畑池 其の二	大字吉田字朱家谷	四四間	四七一二歩	七尺
全	同 其の三	〃	五八間	五七一歩	八尺
全	花立池	大字吉田字大谷口	六町〇〇間	六反四セ五歩	一〇尺
全	衣奈ヶ原池	〃 三所田	一町二四間	八セ一〇歩	七尺
全	其の二	〃 衣奈ヶ原	一町〇〇間	六セ一三歩	八尺
官有地	新池	〃	四町二五間	四反五セ二三歩	一二尺
全	六右工門池	〃 阪 東	三町三八間	三反八セ〇二歩	一〇尺
全	久々津谷池	〃 久々津谷	四町〇〇間	四反五セ二三歩	一〇尺
全	狐塚溜池南	〃 狐 塚	二町〇〇間	一反八セ一三歩	八尺
全	〃 北	〃 〃	四三間	四セ二四歩	七尺

地形狭長にして南部は広き平野をなす。按ずるに往古は當村現今の平野は浅き海湾をなして、前叙八幡山と矢田村大字鐘巻道成寺西側との間に架橋ありたりしに、日高河川の沖積作用に基因し遂に浅き海湾を沈積して現状に至りたること記録に徴し或は口碑に傳ふる所なり。其の他之を事実に徴するもの確なる根拠を得たり。今より一百年以前前記道成寺正面に井戸を開鑿せるに船に用ひし用材の破片を発掘したりといふ。元來我が地方地質は農商務省実測精査本縣地質図に據れば當郡の大部分は中世層にして一部西牟婁郡に接する南部地方は第三期新層第三期層に属し日高川沿岸、印南川、切目川附近は沖積層に属するを以て明らかなり。今又實地につきて調査するに當村平野は悉く沖積砂壤土より成立し岩石多くは砂岩より成る。只山麓丘陵にありては砂岩の崩壊によりて粘土質の土壤の存在するを見るのみ。

氣候は温暖四季順調なるを以て一定の變化を保つと雖も之と不時に急變せしむべき原因なければ之を變ずる事實なし。夏は南東氣候風によりて暑熱を寛くすと雖も三伏の日往々炎威を逞しうし冬季に至りては北西の氣候風は寒威を加へ大雪を見る年あり。又緯度は溫帶に屬し海洋に稍接近し海面を抜くこと高からず。風は伯緯度の方より吹くを以て、温暖にして稍多量の水量を含み土質は主に沖積砂壤土より鳴るを以て平均温度と伯下するにあらず。其の他寒暑の差を大ならしむる原因なし。

一、	一、	一、	一、
風	變	雨	氣
總説に於いて絮説せる如く之を變化せしむへき眞實なし。	最 少	最 多	最 低
	一 月 中	九 月 中	八 月 末
	最 多	最 多	華 氏
	一 耗 四	三 四 耗	九 十 七 度
	最 少	最 少	
	〇 耗 五	三 耗 二	

- 6 -

天氣の快晴、晴、曇、雨は百分比例による。

一、自然及人事に対する影響

四季氣候の順調は五風十雨、時に従ひ農作物の成熟に適し山林の繁茂に適するのみならず製紙工業に適す。以上の如く氣候の順調なるは凡て人類の衛生に適し其の他人文の發達に効果を與へつゝあり。

七、變災

一、最も顯著なる天變地變としては既に前述地体の條に述べし如く當村の大部分は古昔海灣をなしたりしが日高川は年々歳々と砂洲を堆積して遂に海灣を變じて平野となせり。其の他の災害は明治二十二年八月の洪水なりとす。十九日午後より洪水至る。日高川沿岸地方被害尤も甚しとなす。蓋し前日末大雨頻りに至り遂に廿日滔々日高川に漲渣す。倏忽我が村沿岸堤防決壊し氾濫横溢す。此の際降雨尚甚だしく水勢益々強し時夜既に三更に及ばんとす。當村道路衢路は疾瀨急流となり家宅浸水数尺に及ぶ是に於て老幼避くるに道なく救を求める悲惨の聲は水声と共に響き凄愴慘恒実に言語に作すべからず。漸くにして短艇数隻水を激して汙り救済大いに努むと雖も水勢激甚頗る苦む。忽ちにして見る家屋顛覆、家宝財物多く流亡す憐むべし。救助術盡き激波努濤に席卷せられて渺茫たる太平に漂流し遂に茲に非命の死を遂げし者少からず。田園悉く埋没不毛の地となる、是れ當村附近に於ける水害の状況なりとす。二十一日水漸く減す。然りと雖も被害人民の衣、食、住の道に苦む者頗る多し。遂に當村学校を以て一時窮民の住居に徵用せり。此の天災の爲當村資力の減少すること実に甚だしく諸搬事業中農業製紙工業の如きは大きいに萎靡し挽回も又容易ならざりき。然りと雖人民もとより衣、食、住根元の生産力の恢復は一日も忽にすべからざるべし。是に於て之が善後策として田圃の埋没を開拓せざるべからず。日高川堤防缺壞ヶ所の修築、井堰、溝渠の開墾（サツ鑿）等を爲さざるべからず。また道路の改修を爲さざるべからず。因って先ず田圃砂除工事に着手したれども容

易にその効果を収むべからず。漸く翌年に至り大部分は稲の植付を爲ことを得同時に追次堤防の修繕、溝渠の改修を行へりと雖も若野井堰の如きは全く溝渠を変更する必要を認め其の年一大工事を起せしが翌年に至りて堤防修繕と共に竣成し道路の修繕も從って進行したり。是に於て農業は漸く復旧して經營するを得たりしが、洪水後の日高川の濁流は容易に清澄せず爲に土地製紙事業の楮の晒は全く不可能の事に属せるを以て大に斯業の打撃を來し地方生産力の消長に大に影響したり。是に對し恢復の方法を得らるべきに非ず、唯時日の経過を俟ちて自然の成行に委せざるべからず。後數年にして漸く斯業の経営端緒を得るに至れり。

一、善後策として上記若野井堰の改修は實に其の當時の焦眉の急にして然も困難なる一大工事なり。其の當時の記録に徴するに工事資計金壹万五千元を要したりといへば其の工事の蓋し尋常の工事に非りしことを推想し得べし。是に於て有田^{ユウデン}シヤ者より工事委員五名を選擧し當村大字藤井小池徳右衛門、矢田村大字小松清水幸三郎、藤田村大字吉田塩路彦太郎、御坊町大字島塩路彦七、湯川村大字小松原久保田藤藏の五氏其の選に當る。何れも村治に専與し公共的事業には手腕と經歷を有せらる。爾來小池徳右衛門氏は其の委員長となり此の工事に關しては滿腔の熱誠を以て其の事に膺り設計^よ宜しきに協ひ作業は指揮監督大ひに努めて進行上毫も遺憾なからしめ他工事委員誠意なる補充と共に遂にその工事をして完成せしめて豫期の成績を得たるものなり。井堰口の隧道の如きは其の當時としては頗る奇抜にして然も最も適切なる設計なり。溝渠はその方面にありては從來より山側に移し大字藤井人家周密の箇所に至りては其の後方に導きて從來其の中央にありしものと変更したり。後明治三十年五月又洪水ありて、前記日高川堤防百余間決壊す。因つて工事委員を選擧し當村大字藤井小池甚一郎、同大字吉田塩路嘉右衛門、御坊町大字島塩路周藏之に選任せられ當村長小池徳太郎と戮力工事を完成せり。

第貳編 人文誌

一、沿革

當郡古六郷あり。内原、財部、清水、石淵、余部、南部と云い當村は財部郷に包含せられたりしに、中世當郷は南部郷と共に神宮の神領となり、後郷廃せられて莊となり十八莊に区劃せらる。曰く高家、富安、志賀、三尾、小池、財部、藺、矢田、川上、寒川、山路、岩内、山田、上野、印南、切目、岩代、南部の十八莊是なり。而して我が村は矢田の庄に包含せらる。後世土豪小を併せ隣を掠め各割據の勢をなして當郡の莊は大畧湯川直春の服圖に入りたりしが當莊のみは逸見万壽丸（逸見万壽丸は甲斐源氏なり其の後其の祖後村上天皇に奉仕し数度の武功ありて當莊を給はると云ふ）の領地となりしを降つて豊臣秀吉南伐諸豪を討平して皆公邑となせり。元和中徳川頼宣の封を紀伊に受くるや海部郡由良、衣奈の二莊を南海部と名づけて當郡に併せ更に志賀組、入山組、天田組、江川組、中山中組、山地組、南谷組、切目組、南部組の九組とす。各組には長を置きて管轄す。當村は江川組に包含せらる。明治維新の際、朝廷始めて藩政を布き當郡を和歌山藩に属せしめらる。藩則ち民政局を設置して之を統治せり。後明治四年廢藩置縣の後紀伊全国を七大区に分ち當郡は其の第六区に當る。然して又之を八小区に分ち現今の當村は其の際の四の小区中に編入せられ藤井村、吉田村と称へしなり。小区には各會議所を設け小区長を置きて分轄せしめしが、明治十二年十一月太政官布告を以て郡区改政の事あり。即ち従前の大小区を廃し従つて小区長を廃め當縣下を一區八郡の行政区劃に収め郡に郡長を、區に區長を置き郡区の行政事務を綜理することゝなり郡を村に分ち各村には戸長役場を置きて、其の村内の行政事務を分掌したり。現今の當村兩大字は分離して二箇の行政区劃となり藤井村、吉田村と云ひたりき。後明治十八年に至り郡区行政区

劃の併合を行ふに當り大字藤井は（現今）其の當時野口、鐘巻、土生、小熊、千津川、中津川と合一して戸長役場を設置し、現今大字吉田は小松原、財部、富安、丸山と合一して同之を設立して行政区劃の変更を來したり。明治二十二年四月一日政府始めて町村制を施行し從來の藤井村、吉田村を併合して一村となし、即ち之を藤田村と稱し元兩村を大字藤井、大字吉田といふ。即ち現今の区劃となりしなり。

二、大字區劃

大字藤井 大字吉田

土地相近接せるのみならず地質の構造も大部分同種類にして、只大字吉田の小部分に僻在する土地は之を異にし従つて田圃の灌漑は同一の井堰より供給を受く。

藤井 は人家稠密にして日高川に沿ひて市街を形造り南北端にありては市街の形勢より分離して人家散在す。

吉田 は人家各所に散在し大字は古來數箇の小字に分れて各名称あり。東藤井を接するを東吉田、北なるを北吉田、南なるを出島、其の西を下野、尚其の西を津井切、更に西南を天神と言ふ。而して各大字間は道路開通して交通甚だ便利なり。殊に藤井は日高川に沿ひ我が郡東西交通の要衝にして、古來商工業盛に行はれ爲に現今の富を致して今尚商工業行はる。

三、戸口

紀伊續風土記によれば藤井家數百五十六戸、人口六百四十五人・吉田家數百六十戸、人口七百七十九人とあり其の當時より見れば人口の増加はなし。明治初年よりの狀況を調査するに何れも遂年増加を來せり。戸數も大なる増加を見ずと雖も各大字共同上増加を來せり。

一 總 說

上記沿革に於て戸數を叙べしが現今も戸口は増加の狀況にして減少の傾向なし。出稼人は吉田に多く、入寄留人・出寄留人共に藤井に多し。而して吉田は農民多數を

當村歴史年表

統治權の変遷				区劃名称	年代
戸長村	区長郡	知藩事縣令	王	第六大区四小区 藤井村・吉田村	明治維新
				藤井村・吉田村	明治十二年以降
					藤田村
				近世	2528 (43)

統治權の変遷				区劃名称	年代	
国造国司	天皇政治	ノ財部中郷	建國創始	鎌倉幕府創設	中世	
				藤井村・吉田村	群雄割拠	後世
					藤井村・吉田村	永和封建以降
				領門政	主	

一人 口

占めて藤井は商工業者多数を占む。

十年間の累計比較表は第壹号、第二号在籍及現住と區別す。

在籍人口 男女別十年間累計比較表別表 第壹号

現在人口 男女別（現住者）及十年間の累計比較表 第二号

男 七百九十七人
女 七百九十人

密度 一方里二付 壹万三千二百十八人

一戸 数

十年間の累計比較表（職業別） 別表第三号
戸数総数 二百八十一戸

明治四十三年三月三十一日調査

一出稼人

十年間累計比較表（職業別） 別表第四号
但「出」の方面にして「入」の分は無し

出稼方面 北米合衆国・加奈陀・清国

職業 農業・商業

出稼人の與ふる影響

物質的方面、精神的方面に較著なる影響を與へたり。出稼人は重に労働に従事して勞銀を蓄積し之を本国に送り以て其の富を増加し産を造るを目的とし一旦飯国して爲に分限を進めて物質的に彼等の社会的地位を進め、精神的方面にありては挺身万里の波濤激浪と戦ひ移住地にありて艱難に堪へて業務に勵精せしを以て冒險的精神を養ひ勇敢の氣象を練り忍耐の良習慣を築成す。而して、文明国の実状を見て各自の知識を開発する処あるのみならず氣宇を廣大にして世介的大国民の襟度を習ふ所あり。故に地方人民をして成功者に対し其の物質的成功を羨望せしむるのみならず精神上の感化即ち無形の上に於て與ふる影響亦渺しとせざるなり。移住人は十年間に亘るも統計に計上する人数に至らず、殆んど皆無なるを以て之を省略せり。

一寄留人

十年間累計比較表 別表第五号

在籍人口男女別十年間累計比較表

別表第一号

年 度	男	女	計
明治三十三年度	九八二人	八〇三人	一七八五人
〃三十四〃	一〇〇一	八一九	一八二〇
〃三十五〃	一〇七〇	八三八	一九〇八
〃三十六〃	一〇三〇	八四〇	一八七〇
〃三十七〃	一〇六二	八六八	一九〇三
〃三十八〃	一〇一九	八三三	一八五二
〃三十九〃	一〇一四	八四〇	一八五四
〃四十〃	一〇二五	八四〇	一八六五
〃四十一〃	一〇四七	八五六	一九〇三
〃四十二〃	一〇五六	八六三	一九一九

現在人口男女別十年間累計比較表

別表第二号

年 度	男	女	計
明治三十三年度	八九五人	七九五五人	一六九〇人
〃三十四〃	九二七	八二二	一七五一
〃三十五〃	九三〇	八八〇	一八一〇
〃三十六〃	八七三	七七四	一六四七
〃三十七〃	九二三	八一八	一七四一
〃三十八〃	九二六	八二三	一七四九
〃三十九〃	九二五	八二七	一七五二
〃四十〃	九一〇	八三八	一七四八
〃四一〃	八六九	七一一	一五八〇
〃四二〃	八七二	七一五	一五八七

戸数十年間累計比較表

別表第三号

年 度	農 業	商 業	工 業	庶 業	勞 力	計
明治三十三年度	一七八人	三五戸	六〇戸	二戸	三戸	二七八
〃三十四〃	一八〇	三三	五六	九	二	二八〇
〃三十五〃	一七七	三五	六〇	一八	五	二九五

年 度	出 寄 留 人	入 寄 留 人	計
明治三十三年度	八五人	一三人	九八人
三十四	五九	二〇	七九
三十五	八八	一八	一〇六
三十六	二一〇	二一	二三一
三十七	一七六	二七	二〇三
三十八	九一	四九	一四〇

寄 留 人 十 年 間 累 計 比 較 表 別 表 第 五 号

年 度	農 業	商 業	米 国	清 国	計
明治三十三年度	一〇人	〇人	一〇人	〇人	一〇人
三十四	一〇	〇	一〇	〇	一〇
三十五	一〇	〇	一〇	〇	一〇
三十六	一三	〇	一三	〇	一三
三十七	一三	〇	一三	〇	一三
三十八	一	一	一	一	一
三十九	一〇	〇	一〇	〇	一〇
四十	一〇	一	一〇	一	一〇
四十一	一七	二	一七	二	一九
四十二	二〇	三	二〇	三	二三

出 稼 人 十 年 間 累 計 比 較 表 (職 業 別) 別 表 第 四 号

年 度	農 業	商 業	工 業	庶 業	勞 力	計
明治三十三年度	一八五	三五	五一	一八	六	二九五
三十七	一八九	三四	五一	七	四	二八五
三十八	一八七	三三	四〇	一七	五	二八二
三十九	一八五	三四	四三	一七	四	二八三
四十	一九〇	三〇	四八	二〇	一	二八九
四十一	一八七	三四	五〇	一七	二	二八〇
四十二	一八五	三五	四二	一五	四	二八一

四、官衙及公署

年 度	出 寄 留 人	入 寄 留 人	計
三十九	九二	四八	一四〇
四十	一〇六	四〇	一四六
四十一	三〇四	二八	三三二
四十二	三〇九	一五	三二四

當村役場

藤田村役場と称す。明治二十二年現行町村制実施以前は既に絮説せし如く當大字藤井は藤井村と称し土生其の他の村と一つの地方行政区劃となりて、現今大字藤井に戸長役場を設置せられたりしが町村制実施後も同地に役場を設置して藤田村役場と始めて称したり。建築物は民家を借用して屢々其の位置を轉じたりしが明治三十四年新築したり。是れ現今の當村の役場なり。

藤井郵便局

藤井郵便局は曩に大字藤井に設置せられたりしに後之を廃し更に明治四十年三月十六日之を大字藤井二二〇九番地に開設し後同四十年十一月一日より電信も開通するに至れり。開局以来小池松太郎氏は局長として就職して現任中なり。比年其の業務は発展しつつあり。

御坊警察署藤田村巡查駐在所

藤田村巡查駐在所は大字藤井専念寺領域内に設置せられたりしが明治三十四年當村役場の新築と共に其の側面に建築したり。是れ現今の駐在所にして其の受持区域は現今當村限りとなれり。

五、經濟及財政

當村經濟組織は農を中心とせり、即ち農本主義なり。旧徳川藩政の頃より大字吉田は千石の米産地と称せられ、土地豊沃水利完備し人民農に力めたり、かく生産の要素充實したり。吉田の名称も因りて来る所ありと云ふべし。其の産額は其の需要を充して余りあり。近頃時勢の進歩に伴ひ、大いに農事を改良して其の産額を饒多ならしむるに至り

たれば経済は益々潤沢なるに至れり。又工業としての製紙は比年盛況に向ひ別項調査の現状にして是亦當村経済の潤沢を得しめつゝあり。近時国務の範圍及種類の増加と共に地方自治團體の政務亦大ひに増加し又自治團體として経営すべき事業は益加はるの状勢なれば財政のぼう（膨）張は已むを得ざる所なるべきを以て一定の村是を立てゝ基本財産の増殖を図り或は勤儉貯蓄の方法を講じ以て国運の発展に伴ふことに努めつゝあり。

総説

前叙の如く現今国家庶政の更張に従ひ歳出入豫算は膨張の免れざる所なり。基本財産及部落有財産増殖の方法を立てたりと雖も其の方法たるや全然積極的方法に出ず。從て其の増加率は著しからざるなり。貯蓄の規約を制定したるは近年の事に属す。從て是亦其の貯蓄未だ著しからざるなり。

歳出額

決算表にあり各款項に分ち十年間の累計比較表 別表第六号

基本財産及部落有財産

凡て當村長之を保管して其の統一を計り増殖を爲す。

種目毎に十年間の累計比較表 別表第七号

毎戸租税平均負担額 別表第八号

公債

嘗て當村小學校新築に於て起債したることありしに所定の年数を経過して爾來之を消却して現今は之を設定せず。

貯蓄の状況

の充実に充実に及ぶ規約を設定したる一般のは前叙の状況なるべしと雖各自の貯蓄は民資の充実に及ぶ規約を設定したる一般のは前叙の状況なるべしと雖各自の貯蓄は民資

規約貯金表 別表第九号

歳出入額各款分十年間の累計比較表

別表第六号

年 度		歳 出		歳 入		差 額	
明治三十三年度	二二二八円	三一八	二二二八円	三一八	一円	引	
" 三十四 "	二二七〇	九二九	二二七〇	九二九	一		
" 三十五 "	六四四三	〇五五	六五八四	六〇五	四一	四五	
" 三十六 "	五二五四	七一〇	五三六三	七六〇	一〇九	〇五〇	
" 三十七 "	三一四九	四六九	三三五一	九五五	二〇二	四八二	
" 三十八 "	三四二八	五五九	三五一三	二八五	八四	七二六	
" 三十九 "	三〇〇七	五八	三一〇九	八二八	一〇二	二四八	

年 度	土 地 價 額	建 物 價 額	穀 物 價 額	諸 公 債 證 書 價 額
" 三 十 三 "		一 〇 〇 〇		
" 三 十 四 "		一 〇 〇 〇		
" 三 十 五 "		一 〇 〇 〇		
" 三 十 六 "		一 〇 〇 〇		
" 三 十 七 "		二 〇 〇 〇		
" 三 十 八 "		五 八 〇 〇		
" 三 十 九 "		五 八 〇 〇		
" 四 十 "	一 五	五 八 〇 〇		
" 四 十 一 "	一 五	五 八 〇 〇		

年度／款	役場費	會議費	教育費	土木費	衛生費	勸業費	其他	計
明治三十三年度	六二六	六三三	二一〇八	二九三	五七五	二三	七三	二三二八
三十四	一一七四	七五八	七一四	一四六	一〇一七	九五	八六	三一九
三十五	六六二	三〇	五四八九	一	三八	三〇〇〇	七九	二二七〇
三十六	六八五	一七	一八六二	一七四三	一五七	一八三	一〇〇	六四四三
三十七	六七二	二一	一二四一	七七	二八	四七	八七八	五二五四
三十八	六六四	一八	一四四七	〇二八	一〇九二	三〇〇〇	二二一二	五一四九
三十九	六二四	二四	一六〇八	一〇	六六	三〇	一八八	三四二八
四十	六八一	三六	一六六六	一	三二	一六	二二六	三〇〇七
四十一	七三九	四四	一五二五	一七	一〇	四〇〇	二四一	二六七〇
四十二	七六二	二四	一四九一	三	一〇	二二〇	二四一	二五七九
	四〇四	一八〇	〇八二	〇〇〇	三九	二〇	二二二	四七八

年 度	金				差 額	
	歳 出		歳 入			
四 十 二 年	二 七 〇 八	四 七 八	三 一 七 一	五 一 一	四 六 三	〇 三 三
四 十 一 年	二 五 七 九	三 七 八	二 六 〇 一	二 五 五	二 一	八 七 七
四 十 年	二 六 七 〇	二 二 一	二 七 二 〇	三 五 六	五 〇	一 三 五

歳出各款別十年間の累計比較表

土 地 反 別 價 額	畑・郡村宅地・山林・平野	三七町〇二畝一三歩	六三円九三九
	毎戸租税平均負担額		
	第八号		

諸株券價額		現金		其ノ他額面價額		合計	
二五〇〇	六四八五〇	二〇〇〇	一二八九	八五〇			
五〇〇〇	六四八五〇	二〇〇〇	一三一四	八五〇			
七五〇〇	六四八五〇	二五〇〇	一三八九	八五〇			
一〇〇〇	九二四一五	三〇〇〇	二四九二	四一五			
一〇〇〇	九二四一五	五二〇〇	六五一二	四一五			
一〇〇〇	九二四一五	五五〇〇	六五四二	四一五			
一〇〇〇	九二四一五	六〇〇〇	六六〇七	四一五			
一〇〇〇	九二四一五	六〇〇〇	六六一〇	九一五			
一〇〇〇	八四九	六三〇〇	六七六七	八四九			

- 18 -

年 度	国		税		縣		税		村		税	
	金 額	人 員	平 均	金 額	人 員	平 均	金 額	人 員	平 均	金 額	人 員	平 均
" 四十 "	四九九五 一六五九	一〇四六	四 四七五	一八三四 四六八	二八九	六 三六八	一八三二 一八七六	二八九	六 三三二	一九三〇 一一二	二八〇	六 三八三
" 四十 一"	五三〇九 七一〇	一二二四	四 三三七	一八五二 九五〇	二八〇	六 六一二	一九三〇 一一二	二八〇	六 三八三	一九三〇 一一二	二八〇	六 三八三
" 四十 二"	六〇二二 七二	一二二八	四 九〇四	一七七四 八八五	二八一	六 三一五	二五八九 三四五	二八一	九 二一五	二五八九 三四五	二八一	九 二一五

規約貯金表 別表第九号

年 度	金 額	戸 口	一 戸 平 均
明治四十二年度	三六五円 六五〇	一二〇戸	三 〇四七

六、生 業

沿 革 古来土地自然の形勢によりて吉田は殆ど農業にして藤井は多く商工業なり。

現 今 に 於 て も 同 一 の 状 況 な り 。 而 し て 何 れ も 時 勢 の 進 歩 に 伴 ひ 改 良 進 歩 せ り 。

イ 農 業

元来放從粗放なる農業は人口の増殖及經濟の進歩に伴ひ集約に赴きたるものにして當村農業の有様も大要之れに洩れず。近年政府督勵により斯の孝理の進歩に伴ひ應用の途開け大いに斯業を改善せり。然して將來益々改良發展の傾向あり。

田畑面積 自作農・小作農の區別 別表第十号

主要農産額種別表 別表第十一号

ロ 牧 畜

一般の狀況より牧畜として見るべきものなしと雖も大字吉田阪本藤吉氏は明治一七、八年の頃より將來の我國家の形勢を達觀して牧畜業の我國家の有利有益の事業たる事を確信し爾來熱心以て着々其の事業を経営し牛種の改良を計り或は牛乳の搾取を企て其の販路を拡張したり。當郡に於ける牛乳販賣の嚆矢にして現今にありては其飼養頭數百余頭に達し從つて多量の牛乳を産出して地方の需要を充たし營利の外其利便を図りつゝあ

り。

ハ 林 業

林業として述ぶべきものなし。

ニ 漁 業

漁業として述ぶべきものなし。

田畑・面積・自作農小作農の区別 別表第十号

田 面 積	畑 面 積	田 自 作 地	田 小 作 地	畑 自 作 地	畑 小 作 地	田 畑 面 積 合 計
一六〇町六反〇〇	一二町六反〇〇	一一八町〇〇〇	四二町〇六反〇〇	二町六反〇〇	一〇町〇反〇〇	一七三町二反〇〇〇

主要物農産額種別表 別表第十一号

米 産 額	麥 産 額	大豆産額	柑橘産額
三二〇〇石〇斗	一一六六石〇斗	三石五斗五升	八〇円〇〇毫

水 工 業

沿 革 當村の工業は専ら製紙事業を以て爰に其の沿革を述べん。

安政五年以前既に當郡藤井村（現今の藤田村大字藤井）及島村（現今御坊町御坊）に於て楮皮を原料として塵紙製造を爲すものありしが現今其の家断絶せり。同年以後に於て當村塩路源右衛門は農業の傍ら大塵紙の製造を営めり。元治元年に至り源右衛門の子源兵衛続いて塵紙より漸く進歩したる箱張と称して蠟燭の心紙を製造せり。是れ御坊村（現今の御坊町大字御坊）に於て蠟燭製造業行はれ之に供給したるものにして同じく楮皮を原料とするも塵を離れたる白紙を漉き初めたるなり。後明治二三年頃に至りては當業に従事するもの二、三名あり。而して其等製造の紙は土佐紙・伊豫大洲紙に比すれば其の品質に於て劣れりと雖も柔軟なるを以て障子紙其の他日用に使用せらるゝに至れり。然れ共其の當時の製紙業は甚だ微々前叙の状態なりしが當村小池甚一郎は夙に殖産興業に力を用ひ専ら地方物産の改良進歩に努めたり。嘗って當郡に於

て木綿、紐糸製造業行はれ當村は其の主たるものにして、富商多く當村住民にして當業に従事し生計を立つるもの尠なからざりしに時勢の進歩はかの蒸氣機関を以て製造せる綿糸の我国に輸入あるや到底是に匹敵すべくもあらず。爲に當業は全く廃絶の運に遭ひ曩きの住民生計上の困難を來たせるもの尠なからざるに際し同人も嘗て當業に従事したりしが此の際深く當村の状態につきて考ふる処あり。即ち紐糸製造業に代ふるに他の生業を以てし、地方物産の興起を計り、傍ら住民生計上の途を安からしめんと欲したり。恰もよし其の當時當地製紙は漸く其の端緒を得たるをもつて當業を盛ならしめて、以て紐糸製造業に代へんと企画したるなり。時に明治九年二月なり。是に於て同年先づ當村製紙の販路を開く必要により其の寸法を土佐半紙形寸法に改良することを當業者に勧誘し又同年製紙用の張板を改良せんと企てたり。是れ從來半紙の粗笨なるを滑沢ならしめんが爲なり。因つて土佐に於て松板を使用せることを調査して當村使用の杉張板を五葉松張板に改造して右品壱百余枚を調整して當業者に貸与し、是を始めて土佐形改良半紙を製造するに至れり。此の時に於て當村瀬戸藤右衛門・瀬戸眞十郎等も製紙用具及原料を當業者に貸与し同人と協力して製紙事業に精勵したり。同年十一月二十日同人は第六大区四小区藤井村（現今の大字藤井）製紙仕込總代として、瀬戸眞十郎は同地副戸長として連署して當村製造の半紙を以て當縣廳御用紙たらんことを其の當時の當縣令神山郡廉に上申し直に許可を得たるを以て後十二月二十日當村小池久兵衛・塩路源兵衛は製紙營業人總代として前叙仕込人總代及副戸長との連署を以て更に右承諾の上申を爲して爾來確實に之を上納せり。是等往復は縣廳より當郡勸業御用掛を経由して其の當事者に達するものなれば其の當時當郡御用掛瀨見善水に提出したる。當村副戸長の記録に付て見るに製紙人十一名半紙壱百六十五丸、但し壱丸六貫入とあるにより、其の當時の製紙業の一斑を窺かふに足る。明治十年内國勸業博覽會の開催に當り小池甚一郎は當村製造の半紙を出品して褒状を賜り更に當

縣より左の如く褒状を下府せられたり。

日高郡藤井村平民

小池甚一郎

其方儀内国勸業博覽會へ出品シタル半紙其審査官ノ評定ヲ以テ褒状授與相成右ハ本縣興産ノ榮譽ニシテ且ツ異日隆盛ノ基礎ヲ固フスルモノト云フ可ク全ク其ノ方罷口從事ノ致ス所深ク之ヲ嘉賞ス更ニ望ム將來永ク此ノ榮譽ヲ保有シ益々以テ精勵充實ノ結果ヲ表スルヲ依テ茲ニ褒状ヲ交付致事

明治十一年九月二十五日

次に同年同人は益々當地産出の紙質を美ならしめんと欲し公孫樹を以て張板を改造して同業者に用ひしめ是に至りて藤井製半紙の名を博するに至れり。又同人は明治十三年に至り雁皮紙と称して寫字用の紙を製造せんとし楮皮に雁皮を混合して製造することをはじめたるに紙質頗る精良なりしかば以來製紙は此の方法に傾き當縣廳特別の獎勵により従つて此の種の製紙は益々隆運に向ひたり。然して其の當時曩日の製紙は仕込入たる瀬戸眞十郎は他の事業に従事し瀬戸藤右衛門も亦罷むと雖も同人は右の獎勵により益々奮発して遂に自家に数人の製造人を養成し半紙半切竝に美濃形半紙を製造し又よく當業者に勧誘して其等の精良品を産出せしめ廣く當縣廳其の他官衙に御用紙として更に多額に上納するに至らしめたり。明治十六年政府物産共進會を大阪に開催するに當たり同人は自家製品の半紙を出品して賞を受け翌十七年當郡御坊（現今御坊町大字御坊）にて米・糸共進會を開催するに當り塩路源兵衛外三名も各自家製品の半紙を出品し賞を得たり。明治十九年に至り同人は仕官の故を以て規定により營業を罷め後翌二十年に至り雁皮紙も原料の高價と三つ又の産出により自然利潤の減少となり其の勢振はず遂に雁皮紙の製造業は又從前の純粹楮皮の製紙に復販するに至りたり。明治二十二年の水害は當村罹災損害の巨額なる。実に驚くべきものにして就中製紙業

者は尤も困難を来せり。即ち日高川は全く濁流と變じたるを以て楮を曙すべからず。因つて苛性ソーダを以て之を煮、之を更に塩酸にて漂泊すれども頗る紙の柔軟^む性を缺きて其の用を爲さざるに至り実に當業の大打撃なりしなり。其の後日を遂ふて河水清澄遂に一時頽廢せる製造の家も水害前の如く約三十戸復興するに至る。降つて明治二十七年嚮きの小池甚一郎は這般、更に湯淺町^ヌ野藤太郎のかねて土佐にて製紙の法を修得せるを以て同人を招聘^{モイ}して土佐式改良八枚漉を奨勵せんと欲し自ら其の一器械を購入して貸付し當村熊代安吉、前叙塩路源兵衛の子源之助は就て其の方法を幸びしと雖も其機械の使用は大ひに熟練を要するものありて一時に其の効果を全ふするのと能はざりしは遺憾なりき。然るに近年世運の進歩は到底旧式の製紙方法を以て満足すべからず。愈々土佐式改良八枚漉の方法によらんと欲し上記源之助は種々工法を凝らし技術を練り小池佐平氏は同機械全部を購入して協力製紙方法の改良に着手したるに今回は頗る成績良好なり。即ち機械の使用に力を勞せずして愈々製造額の多きを実験したり。同人は爾来全く上記改良式の器械のみを使用せり。遠からず當村内悉く同新式を用ふるに至り益々其の産額を夥少にして當業の発展特に近きに在らんとせり。是より先明治三十年五月神戸に於て関西聯合共進会開催せらるゝや當村内半紙を出品して賞を受けしもの瀬戸傳助・小池佐平・小川梅吉の三名。内閣勸業博覧会には毎回當村より出品して賞を受けたるもの多かりき。又明治三十四年十月當縣管内に於て物産共進会の開催に當り又半紙を出品して賞を受けたるもの塩路源兵衛・塩路藤楠・小池元蔵・瀬戸傳助・野尻直吉。明治三十九年六月戦捷記念博覧会開催に當り同出品して、賞を受けたるもの塩路源兵衛・瀬戸傳助・野尻直吉・小川勝次郎の四名なり。然りして其の當時に及んでは漸次當業に従事するもの増加し既に同村中五十戸の製紙工業者を見るに至れり。最近に至りては倍々當業発展の域に入り上記小池佐平は前叙の如く製紙器械の改良と共に當業者に資本を貸付し其の製造品を販賣し又半紙の外に

當縣黒江町に於ける漆器製造所の漆器包紙を多額に製造して之を供給し大いに好評を博し前途有望なるを以て益々多額の供給を爲さんことを企画せるなり。然して現今に於て最も宏く當県内に當村製造半紙の販路を開き又當業に多大の資本を貸付して紙類の購入販賣を営むもの當村森田伊助にして同人資本の融通如何は當村當業の消長に関するの勢に至れり。又塩路源兵衛は累世勤逸誠実當業に従事し時運の発展に伴ひ當業技術の進歩を計り熟練を重ねて方法を考へたるは以て他の當業者の奨励となれり。況んや上記の如く八枚漉も亦同人の率先したるもの、其の當業の隆盛に與つて力ありと云ふへきなり。以上の如く當業も一張一馳、盛或は哀は免れざる所なりと雖も今日の盛運に向ひ當村約三百戸の戸数中約四分の一は當業に従事し生産額凡一ヶ年間一万二千八百五十締。此の金額三万六千七百五十一円に及ぶ。地方に於ける確実にして且つ前途有望の生産業なり。地方經濟を潤澤ならしめ又地方の風俗を一変せしめて、克く勤儉力行の良習慣を養ひ、其の住民化育の上にも大影響を與へたるは畢竟するに既往に於ける當村木綿・紐系の製造業に代ふるに當業を以てするの企画を立て適當なる奨励の下に忍耐經營して以て今日の盛況に及びたるものとす。製紙戸数、産額、價額、原料に対する價格十年累計比較表別表 第十二号

年 度	戸 数	産 額	産額に対する價額	原料楮皮数量	原料に対する價額
明治三十三年度	十八戸	三五八〇締	七一六〇〇〇〇	一三〇九〇	四五八一五〇
" 三十四 "	二〇	三八五五	七七一〇〇〇〇	一三一〇七	四五八七四五
" 三十五 "	二三	三九一五	八〇二五七五〇	一三三一	四九三〇〇七
" 三十六 "	二五	四三五〇	九一三五五〇〇	一四九七〇	五六一八六〇〇
" 三十七 "	二八	五〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一七〇〇〇	七三一〇〇〇〇
" 三十八 "	三五	六〇〇〇	一二二〇〇〇〇	二四〇〇〇	一〇八〇〇〇〇〇
" 三十九 "	四五	八〇〇〇	二二四〇〇〇〇	二七二〇〇	一二二四〇〇〇〇
" 四十 "	六一	一二〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	四〇八〇〇	一八七六八〇〇〇

別表第十二号

へ商業

年 度	戸 数	産 額	産額に対する 價額	原料楮皮数量	原料に対する 價額
" 四十一"	六三	一二五〇〇	三五〇〇〇 〇〇〇	四二五〇〇	一九五〇〇 〇〇〇
" 四十二	六〇	一二八五〇	三六七五一 〇〇〇	四三六九〇	二〇〇九七 四〇〇

沿革

旧藩政の頃大宇藤井の部落は総糸の商業を営みて、今日當致の原因をなしたりし事は前叙の次第にして、実に総糸は其の當時紀伊国の名産にして諸郡より輸出すると雖も當郡の品質は特に優良にして重に本場總と称して歓迎せられたりと云へり。総て當郡中にて製する所の総糸は此の所に集めて之を京阪神へ輸出したるものにして総糸集散の中心たりしなり。然るに欧米より輸入したる紡績業の起るに及び自然斯の商業の経営は廃類したるなり。其の他の商業は少数なる往時より行はるゝ日用品の販賣に止まれり。商業戸数 参拾五戸。

七、教育

旧藩政時代にありては、我国一般に教育の途未だ開けず。家庭教育、学校教育、社会教育、専門教育凡そ公家又は武家に行はれしと雖も庶民に至りては只寺子屋教育の行はれたるのみ。寺子屋の名目は初め寺院の一部を以て校舎に充て、寺僧が其の教師の任を盡せしに始まるものにして鎌倉時代に起源す。然れども後には民家を校舎に假用し自ら児の教育をなせしもの、即ち所謂手習師匠をも混同して児寺子屋と称するに至れり。手習師匠の身分は幕臣・藩士・浪人・隠居又は書家・儒者も多きにあり。寺子屋に於ける孝科は、讀書・作文・修身・礼法及び口口の教科にして多くは商賣往来等の往来物を以て其の教科用に供せるものなり。當村に於ても右寺子屋なるもの存在して當村の子弟を教育したることありしと雖ももとより記録の徴すべきものなく當村教育の沿革として述ぶべき材料を有せざるなり。當村教育の沿革としては明治維新後に

於ける當村小孝校教育の沿革なりとす。王政維新に於て我が國に國是を確立せり。即ち明治元年三月十四日天皇陛下群臣と共に天地神明に誓はれたる五箇条の御誓文に基き政府は孝問教育の普及發達を計るに至り明治五年七月に孝制を頒布し孝区を定めたり。然して當郡は其の際當郡の共立小孝校として藤園小孝校と稱して唯一孝校を現今の御坊町に設立したるなり。然るに時運の進歩に伴ひ其の頃の第六大区四小区吉田・藤井・鐘巻・土生・小熊・若野・入野・玄子・早藤・平川・三百瀬・和佐・山野・松瀬・江川（一村脱漏アリ）十六村の共立を以て郡中に卒先して藤園小孝校を分離し、現今の大字藤井四十五番戸に小孝校を開設して藤井小孝校と稱したり。実に明治八年二月十八日なり。後明治十年に至り始免て校舎を建築し其の形式整ひしのみならず良教師就任せられて孝校の隆興を來したり。此の頃に至りては曩きの協立各村は既に分離して當小孝校は藤井村・吉田村の児童を收容するに止まる。後日十四年に至り校舎狹隘を告げ増築をなす。明治十六年頃に至りては孝校教育の成績見るべきものありて文部省より賞礼品を投與せられたり。明治十七年に至り孝校に関する規制の変更により當藤井小孝校は本校となり、小熊小孝校・中津川小孝校は分校となり當小松原小孝校も分校となりて上級の児童は凡て本校に通孝することゝなれり。後明治二十年に至り更に規則の改正に基き従前の本・分校の關係は全く消滅して現今の大字藤井・吉田・矢田村大字鐘巻は一孝区域となれり。同二十二年に至り政府は町村制を布き現今の如く二大字一村となつて一孝区となるに至れり。同二十八年に至り時勢の進運に伴ひ當村及野口・丹生・早蘇・矢田の各村協議して、組合高等小孝校を組織し次で校舎を増築したり。同三十五年三月に至り、以上孝校組合改廃せりと雖も就孝児童は從然の如く尚時勢の進歩に伴ひて倍増加し又孝区内就孝の歩合も比年良好に趣きたり。同三十四年十二月現今の校舎を建築せり。

創立以來尋常小孝科卒業児童 四百九拾七名

高等科 三百六十名 同修業者 九十五名

高等科卒業者又は修業者中高等専門の卒校を卒業したる者 八名

中等程度の普通或は専門の卒校を卒業したる者は 十五名なり

総説 卒校教育として尋常高等の併置一小卒校ありし。初等普通教育を施し実業教育

としては以上小卒校に附設して農業補習卒校一個を社会教育としては青年会、同窓会、矯風會等を設置せり。以上の教育機関は各項につき詳細説述すべし。

イ初等教育

卒令児童数 男百六十二人 女百四十一人 計参百四人

卒令児童就業の歩合

男百人中九十八人（七分七厘） 女百人中九十九人（三分） 平均九十九人〇一厘

前記歩合調査の如く當村は百人中百人の就卒歩合に両大字とも殆ど達したるなり。

児童出欠席の状況大字に於ける比較

両大字共に其の成績良好にして

・大字藤井の出席歩合左の如く 男百人中九十三人三分 女百人中九十二人八分

同じく欠席歩合左の如し 男百人中六人七分 女百人中七人二分

平均出席歩合男女 九十三人〇五厘

平均欠席歩合男女 六人九分五厘

・大字吉田は出席歩合左の如く 男百人中九十四人六分二厘 女百人中九十三人二分

同欠席歩合左の如し

男百人中五人三分八厘 女百人中六人八分

平均出席歩合男女九十三人九分一厘
平均欠席歩合男女六人〇分九厘

学校数及卒級数

卒級数 一個 卒級数 五個 尋常 三個 高等 二個

教育費額及村費金額に対する割合

教育費の戸数一個に対する割合 別表十三号

教育費の負担は比年の増加は時勢の進運と已むを得ざる所なりと雖も教育の必要日々緊切にして又民資の充実は之の負担を容易ならしむる傾向にあり。

口 実業教育

當村実業教育機関は當村小卒校附設の農業補習卒校なり。科目は農業・修身・国語・算術とし、明治三十九年十月十八日の創設に係り経費は當村費及當郡補助金を以て經營せり。小卒校卒業若しくは修業者に対して小卒教育の効果を補ひ傍ら実業上の知能を修得せしむるを目的となし校運日に隆興に趣けり。実業補習卒校開設以来生徒数・卒業生徒数・生徒卒業後の状況、教育費等別表第十四号

ハ 社会教育

當村小卒校に附設せる実業補習卒校・同上同窓會・地方團體の組織せる青年會・矯風會等は何れも社会教育の目的を達すべき施設にして其の現状に関して格別に説述すべしと雖も茲に更に専ら社会教育の施設として述べべきは當村小卒校に於て經營せる国民記念會講話會なり。其の目的たるや地方一般の爲に講話會を開催して村中有志に於て各特獨の見地に於る講話を以て之を感化誘導して国家社会の隆興發展を期待するにあり。以上社会教育の本態を發揮し地方人民の發展に多大の効果を實現しつつあり。

教育費額及村費金額に対する割合及同費の戸数一戸に対する割合 別表十三号

八、神 社
イ 八 幡 宮

大字吉田八幡宮は中山にあり、山城国男山より勧請すると云ふ。時代詳ならず。永禄三年修造の棟札あり。一村の産土神なりしなり。昔は雲松寺と云ふ別當寺ありし、其の

年 度	生徒数	卒業生徒数	卒業後の状況	教育費
明治三十三年度	1			1円
" 三十四 "	1			
" 三十五 "	1			
" 三十六 "	1			
" 三十七 "	1			
" 三十八 "	1			
" 三十九 "	2		家業に従事す	70
" 四十 "	25			100
" 四十一 "	26			114
" 四十二 "	30			199

実業補習学校表

別表一四号

年 度	教育費額	村費全額に対する割合	戸数一戸に対する割合
明治三十三年度	714.632	三分一厘	1円800
" 三十四 "	916.634	四厘	1円813
" 三十五 "	548.966	八厘五	1円969
" 三十六 "	186.206	三厘六	1円930
" 三十七 "	124.160	四厘	2円266
" 三十八 "	144.590	二厘	2円305
" 三十九 "	160.814	五厘二	2円510
" 四十 "	166.086	六厘二	3円240
" 四十一 "	152.519	五厘九	4円476
" 四十二 "	149.082	五厘五	5円044

古跡今に残れり。末社として奉仕せるもの若宮・住吉社・辨財天社・藤井權現社ありしが、明治四十二年に至り當大字中にありし九海士王子社・愛徳山王子社・天神社・里神社をも當社に合祀せり。村社にして毎年十月十七日を祭典日となす。

口 八幡宮

大字土生八幡宮は、現今矢田村及び當村藤井の氏神なり。元土生・小熊・藤井・鐘巻四箇村の氏神なりしと傳へ云ふ。之に飛鳥明神・住吉明神・春日明神を合祀せり。往古は飛鳥明神主神なりしに、其の後小熊岡之段と云ふ所より八幡宮を勧請すと云ふ。正平十三年源万壽丸の母覺性禪尼再興の棟札あり。應永六年より天文十一年までの祭礼の用物等の文書ありしに、今之を紛失せり。昔は尊勝寺と云ふ別當寺ありて、梵字多かりしに炎上の後退轉す。薬師堂は其の堂宇の内一宇後世まで残りたりしと云ふ。神田も一町五反ありしに天正中没収せらる。祭日は八月十五日にして、流鏑馬ありて、其の中花男・花女とて氏下の童男童女一人づゝ潔斎し壯麗に装ひ馬にて渡ることあり。古の地臣源万壽丸の二子祭礼に渡しし古例を傳へたるものなりと云ふ。時勢の推移は祭典の方法も大ひに変更し全く昔時の觀なし。明治四十二年に至り大字藤井今宮權現社・其の他現今矢田村の神社を合祀したり。村社にして毎年十月十五日を以て祭典日たることに合祀以來決定したり。

九、宗 教

沿 革

當村往古より崇敬する宗教は佛教にして就中淨土念佛宗なり。之に眞宗を含む其の以外に宗教として認むべきものなし。現今大字吉田に存在する寺院一、大字藤井に一あり。何れも淨土念佛宗なり。

專念寺

は大字藤井の中央にあり。鎮西派淨土念佛宗にして、檀家数百四十八。

萬樂寺

は大字吉田の中央にあり。鎮西派淨土念佛宗にして、檀家数百五十あり。

淨專寺

は大字吉田字北吉田にあり。上記萬樂寺末寺なり。

十、風俗

沿革 古来大字吉田と藤井とは人情風俗を異にせり。是れ吉田は純粹なる農を生業とする農村なるに反し藤井は商工業多く地形は日高川沿岸にして當郡東西交通の中枢に當り人家稠密して一小邑を形作り、吉田は富の分配に於て平均せるに藤井は貧富の度大なる差あり。従つて吉田は着実篤厚にして和協の風習あるも、藤井は常に貧富上下の区分別然として其の間人情の疎通を缺き常に相杆格して上は下の從順ならざるを嘆じ下は上の同情の薄きを恨み又不羈放佚遊惰の弊習ありしは誣ゆべからざる事實なり。

總論 民俗の沿革大畧斯の如くなりしが藤井は近年製紙工業の盛なる爲一般民資を増加し生計の豊かなる又時勢の進歩は大に夙^{ソク}を移し俗を易へ噸に昔日の面目を改めたり。吉田は固より一般順良なる農民にして美点を大に發揚しつゝあるの狀況なり。

氣質 知的諸能力甚だ簡單にして薄弱なれども表情作用は強し。意志の健鋼ならざるは我が国民の特性にして又當地方民一般の通性なり。以上當村の人民氣質にして全般に亘りて大体を觀察したる結果なりとす。

風俗習慣 風俗習慣は曩に既に絮說せりと雖も大字吉田は概して質実穩健にして敦厚同藤井は伶俐活潑にして放爲なりしが共に勤勉にして生業に努め忍耐にして貯蓄に勵むの良習慣を築成したり。

犯罪 教育の普及及村治の善導其の他警察の發達により比年其の歩合を減退しつゝあり。

言語 當郡特有の謂所、日高言詞と言ふ通性を發揮し粗野なる言辞を用ひずと雖又優住なる特性なし。將來は正しき國語を標準として即ち標準語に接近せしむるは教育上力むべき所なり。

長所と短所 長所短所として一斑より觀察すれば其の長所は質素勤勉にして忍耐力強く貯蓄心深し。短所としては之を各町村に比較して認むる所なし。強ひて云へば各自産を守

るに急に於て、博愛慈善事業につき冷淡なりといふべし。
其の他要するに民俗は沿革より追次記述したるがこは社會教育或は学校教育の効果により又爲政者の指導によりて良好に嚮ひつゝあるの状勢なり。

十一、衛生

沿革 衛生思想の發展せしは実に近く二十年來なり。四十年藤大字藤井に於て腸窒扶斯の大流行あり。二十年前大字吉田に於て赤痢病の流行を見し。他は流行性病の形跡なし。時勢の進歩により當村小学校に校医を置かれたり。是れ明治三十三年にして當郡の嚆矢なり。當村小学校は常に機会を利用して村民の衛生思想を鼓吹せられたり。總説 近時衛生思想の進歩發達に伴ひ個人衛生としては當縣明治二十七年五月平時衛生及傳染病豫防に関する告諭に基き五人組を編成して五人組長を置き共同自衛の念を養ふに力め傳染病に關しては衛生組合を設け組合長・副組合長及傳染病豫防委員を置きたり。衛生思想一般に普及し町村衛生事務は共に懇到周蜜に処理して其の成績良好に及べり。

疾病死亡健康状態 現今及既往十年間に於て流行病としては一名の赤痢と一名の腸窒扶斯のみ。且つ「ジフテリー」は散発性につき時々來襲す。地方病はなし。死亡は比較的少なく健康状態は常に佳良なり。

医師 四、五十年前には大字藤井に一時三名の医師ありき。其の以來二名の開業医ありしに、年ならずして亡したるあり。近來一名の開業医あるのみ。大字吉田には之れなし。

施設 明治二十八年内務省訓令第四号に基き當郡御坊町外九村組合を以て避病院を新築して爾來組合村共立して之れを経営しつゝあり。

十二、交通

沿革 紀伊続風土記に傳ふるが如く徳川藩政の頃は大字藤井は總系の商業を営み商況

盛にして附近道成寺は参詣旅客の来往頻繁なりしかば相並び交通盛なりき。然るに時勢の推移は藤井商業の衰頽を來たし又道成寺は旧觀を失ひしより當地方交通は昔時の如くならず。只前叙瘻々せし如く。現今に於ても藤井は當郡東部と中部との交通の要地たるを以て當郡中比較的交通の開けたる地方なり。

総説

當地の交通は因より重に道路の交通なり。道路は明治九年六月太政官達六〇号を以て初めて国道・縣道・里道の別を定められ、爾來當縣規定を以て經營せられて當村附近を通ずる縣道あり。當村を通過する道路には縣費補助道路たる資格を與へられたるものあり。里道も亦時勢の進歩と共に比年開通或は改修によりて地方交通の利便を図りつゝあり。

道路

當村附近を通過する縣道を道成寺街道と云ふ。當縣土木規定に基き當縣費に依り工費を負担するものにして有田郡南廣村大字殿にて熊野街道に岐れ當郡東内原村大字萩原に至り熊野街道に接し又同所より岐れ當村附近矢田村大字鐘巻を経て當郡御坊町大字御坊に至り又御坊に至り又同街道に合するものなり。然して當村を通過する補助道路四あり。

・其の一は道成寺通熊野往來と稱し、上記道成寺街道より當村大字藤井・野口村大字野口・丹生村大字和佐・稲原村大字立石・印南原、山口を経て印南町印南にて熊野街道に合するものなり。

・其の二は御坊往來にして南部往來。本郡中山路村大字柳瀬にて岐れ下山路村大字福井・清川村・高城村大字市井川・眞妻村大字上洞、高串、田垣内、小原、皆瀬川、崎ノ原、丹生、松原・切目川大字村脇之谷・稲原村印南原・丹生村大字江川、和佐、當村及御坊町大字島にて道成寺街道に合するものなり。

・其の三は梅津呂越龍神往來にして御坊往來。當村大字藤井にて岐れ矢田村大字土生、小熊・早蘇村大字玄子、早藤、平川・船津村大字船津、西原、高津尾、姉子、原日浦・川上村大字皆瀬、愛川、初湯川・寒川村大字串本、寒川・龍神村大字広井原を経て湯ノ又にて大峯手越南部往來に合するものなり。

・其の四は龍神往來にして、熊野往來本村大字藤井にて岐れ矢田村大字小熊、若野・丹生村大

字和佐、江川、山野・川中村大字大又、老星、三佐、田尻、下田原・川上村大字熊野川、滝頭、初湯川・寒川村大字串本・下山路村大字小家、甲斐ノ川、福井を経て中山路村大字柳瀬にて大峰手越南部往来に合するものとす。

渡船場 往古より大字藤井と野口村大字野口との間日高川に設け時に或は橋梁となりた

しが現今は渡船となりて私人の営業とせり。

通信機関及其の状況 は曩に郵便局に絮説せり。

附近名所旧蹟及主なる市邑への距離 矢田村大字鐘巻道成寺へ五町、湯川村丸山亀山城城趾へ八町、御坊町大字御坊へ三十町。

十三、各種団体

赤十字社 本社の社務の拡張に伴ひ、地方区別を設定してより以来、當村における其の會員數噸に増加したり。現今正會員數六十八名、協賛委員數五名を有し從來國家事變に於て救護事業の実施に際し盡力碑補する所多く、又平素に在りては本社忠愛の主旨に協同して誠意本社の發展興隆に力めつゝあり。明治四十一年三月十七日模範博愛旗を授與せらる。

愛國婦人會 克く設立の主旨を体して會員の増加を圖り現在二十四名の會員を有するに至る。

尚武會 設立以來今日に至り會員數三十一名協同一致本會の目的遂行に盡力しつゝあり。

農會 明治三十三年四月一日を以て設立し當村瀬戸佐太郎之が會長として其の任に膺り。爾來會員數二百二十二人の盛況に達し農事の進歩改良を図りて、着々本會の目的を遂行せり。尚明治三十五年より當村長小池徳太郎會員に就任せり。

在郷軍人会 從來之を組織せしが青年會の設立するに従ひ殆ど団体無名の団体たらんと欲する実況なりしを以て自然同會は廢滅に皈せしが固より両者は各特別の目的を持し

て在郷軍人の本分を盡すに於て其の成立を企図すべきものなれば今や更に其の組織を欲するの状況にあり。

同窓會 同窓會は二個を設置す。

・藤田小幸校同窓會 嘗て當村小幸校に在幸したる男子を以て組織するものにして明治三十五年十一月十六日を以て創設したり。現在會員數二百五十名に及び會則を規定し其の事業としては毎年總集會の開催、當會機関誌の發刊によりて其の目的を達することを期めつゝあり。

・藤田村小幸校女子同窓會 嘗て當小幸校に在幸したる女子を以て組織せるものにして明治四十三年八月廿七日發會せり。現在會員數四十五名會則を規定して其の事業としては總集會・講話會を開催し、その他當會の目的を達する爲設立日尚浅しと雖も其の効果を發揚しつゝあり。

青年會

・吉田青年會 戊申證書一たび煥發せられ厥の御趣旨に基きて當村に青年會を設立したり。大字吉田は明治四十三年二月十一日を以て發會したり。現在會員數壹百三十五名。爾來會則に基き知徳の修養、地方風儀の改善、實業の獎勵改良公共的事業の幫助等各方面に亘り當會則の實行に活動しつゝあり。

・藤井青年會 明治四十三年八月十四日を以て發會したり。會員數壹百五十名にして前記青年會と殆んど同一の目的を有して其の遂行に活動しつゝあり。

矯風會

大字吉田下野に設置す。明治四十三年四月一日を以て發會し、爾來専ら其の部落の風俗、習慣の改善に共力奮勵して大いに其の効果を實現せり。目下會員數四十名に達す。

十四、名所旧蹟

此の項脱漏セル力？

十五、遺跡・発掘物

遺跡一 大字吉田道成寺附近にあり蛇塚と云ふ。當郡矢田村大字鐘巻道成寺縁起に傳ふる所より想ふに昔奥羽に安珍なる僧ありて、この僧現今の當縣東牟婁郡那智山に參詣して其の途次其の地方の家に宿したりしに、家女清姫之を慕ひ遂に安珍を右道成寺に追躡し供に爰にて死を遂げたるものならん。蛇塚は其の少婦清姫を葬れる所なりと云ふ。

遺跡二 大字吉田八幡山の山顛に城ヶ峯と云ふ平坦なる所あり。吉田蔵人といふ人の城跡なりと云ふ。明治維新後其の所より古代の土器を発掘せり。

発掘物

・発掘物一 大字吉田字阪東が岡と云ふ丘陵あり。明治初年元富安村天野十郎之を開墾して農作地と爲さんと欲して古代我国貴族の佩用せる宝玉及武器を発くつす。宝玉は曲玉にして之を政府に献納し政府は即ち帝室美術品として爾來宮内省之を奉管する所となれり。

・発掘物二 前記道成寺に現に保管する宝鐸一口は大字藤井の田中より宝暦十二年発掘せるものなりと云ふ。

十六、名門

瀬戸佐太郎 安政三年六月元藤井村に生る。其の家祖先以来地士に列したり。其の遠祖は當矢田莊領主甲斐源氏の後裔逸見万壽丸源清重の子重隆の後胤なり。天授五年信州佐久郡瀬戸村へ退き天正年間當地に飯住したりと云ふ。其祖父十右衛門に至り既に永代三人扶持を賜ひ後五人扶持を賜る。累世克く厥の家憲を服膺し富を積み現今に在りても當郡中有数の資産家なり。現在皇政維新以来我が国諸制度の更新に際会し幾多の公務公職に従事し或は社会的事業に貢献せられて其の功績顯著なり。

瀬戸タツノ 元治元年十一月を以て元藤井村に生る。其の家祖先以来地士に列し其の祖

父又次郎嘗つて江川組大庄屋を勤めたり。累世克く其の家憲を厳守して勤儉産を治め以て大いに富を致し尚幾多名譽の公務公職に従事して其の功績偉なるものあり。現在に至りても當郡有数の資産家なり。

小池甚一郎 嘉永五年正月十八日元藤井村に生る。其の家祖先以来地士に列し五人扶持を賜る。累世徳を樹て産を治めて善良なる家風を傳へ又富を累む。現在に至りては明治維新庶政の改弘に當り當郡行政々務に参翼し或は名譽の公務公職に執掌して共に丕積あり。然して常に地方産業殖産の途を奨勵し利用厚生に努め世の物質の開発に盡瘁するのみならず然も国家育英の事業に意を用ふ。寔に現在社会的人格の典範なり。現に幾多名譽の公務に従事し就中當郡教育会長として大いに貢献しつゝあり。

小池徳太郎 明治四年六月を以て元藤井村に生る。其の祖父徳右衛門地士に列す。累世克く厥の家を齊へ以て家門の興隆を致し又名譽の公務公職に従事して豊効あり。就中父徳右衛門は明治初年に在りて當地方行政に當り戸長に任ぜられ其の治積見るべきものあり、又幾多公共事業に盡瘁したり。就中特に若野堰改修は本誌既に其の顛末を叙述せし如く熱列なる公共心は畢生の努力を以て遂に其の成功を收むるに至る。後幾許もなくして病没し世は専ら斯の事業の爲なりと痛惜し其の遺徳を傳へて其の福利を享く現代も又幾多の公務に盡瘁し明治三十五年以降當村長に就任し、爾來勵精治を圖り其の施設咸宜しきに協ひ當村の健実なる發達を見るに至る。

瀬戸長兵衛 明治九年二月生る。明治三十四年入って家を襲く、其の祖父長兵衛地士に列し累世の勤儉産を治め傍ら世務を開きて社会に貢献し又名譽の公務公職に執掌して其の積見るべきものあり。現在に至りても當村の公務に勵精しつゝあり。

平井九一郎 安政六年十一月を以て元吉田村に生る。其の遠祖は源致公次男平井七郎遠綱代々近江に住す。其十五代の孫加賀六角家に属し六角家亡ひて平井右近丞畠山家に仕へ紀州伊都郡に居住す。其の子治部左衛門湯川家に属し湯川家亡ひて其の子九左衛

門日高郡藺村に住し其れより吉田村に移る。元和年間選びて須田組に編入せられ地士に列せらる。後當郡若野堰を設計開鑿の功により寛永十年同家附近を寺町四方の土地検地赦免拝領し明暦三年十一月七十八才にして病没す。爾來連綿現代九一郎に及ぶ。

塩路彦太郎 安政三年六月元吉田村に生る。其の祖父彦四郎地士に列したり。嘗て農商の業を営み傍ら公務に任ぜられたり。現在に至りては専ら農家として地方名譽の公務に任じて貢獻しつゝあり。

瀬戸伊右衛門 明治三年十二月を以て元藤井村に生る。其の家地士に列し又世々公務に従事し嘗て農業を以て商業を兼ねたりしが現在専ら農家として地方名譽の公務公職に任ぜられて其の功績勸からず。今尚公務に貢獻しつゝあり。

瀬戸藤治郎 明治十年二月を以て元藤井村に生る。其の家地士に列し世々農商の業を営む。現代に至りて嘗て當村公務に従事したりしが目下専ら家業に従事しつゝあり。

瀬戸善次郎 明治十三年九月を以て元藤井村に生る。其の家地士に列し世々農商の業を営み又公務公職に従事せられたり。現在に至りても嘗て公職に従事したりしが目下専ら家業に従事しつゝあり。

一七、明治維新以来我國戰役及事変に於て當村より應召して忠烈なる戰病死を遂げたる人の經歷及當村の其の際に於る後援事業の概況

一、當村大字藤井 小池芳松

資性堅実にして義勇奉公の念深し。明治九年四月二十八日奮って歩兵第八聯隊第三大隊に入營し孜々として軍務に勉勵す。明治十年二月五日大和地方へ野外演習として出張同十一日演習地より聖上儀仗相勤め十二日より引続き演習同十四日飯營す。明治十年二月二十三日鹿兒島縣賊徒爲征討大阪出發第二旅團二編入同三月十七日二股村に於て始戰明治十年三月十六日連戰の慰勞として酒肴料を一円下賜せらる。明治十年三月十七日右二股村に戰死す。其の當時の戰況を聞くに數日來の激戰を勞とせず十七日天明戰斗準備として朝飯を喫し飯粒を口にしたり一刹那敵彈胸部に命中して壯烈なる戰死をとげたりと云ふ。携ふる所の軍隊手帳流血淋漓たり。遺族之を保存して其英風子孫に傳へんとす。朝廷功を賞し金を

賜ひ靖国神社に合祀せらる。

一、當村大字藤井 塩路平七

資性健剛にして活潑なり。歩兵第八聯隊に入隊し孜々軍務に勵精し累進伍長に任ぜらる。明治十年の役起るや直に出征し数次の戦功をたて遂に熊本縣王那郡二股村にて戦死せり。乱平ぎ朝廷其の功を賞し遺族に金員を下賜せられ靖国神社に合祀せらる。

一、當村大字吉田 津村鶴藏

資性温順恭儉なり、家にありて克く農に力む。徴兵として歩兵第八聯隊に入隊し軍務に勵精し歩兵一等卒に任ぜられ明治十年西南の乱起こるや直に出征し後所々に轉戦して功あり皇師同地吉次越に向ふや賊軍は絶壁の上において乱射す。此の時苦戦惡斗最も力む。勿ちにして背後より優勢なる敵兵現れ遂に敵弾の爲壯烈なる戦死を遂げたり。乱平ぎ朝廷功を賞し金員を賜ひ後靖国神社に合祀せらる。

一、當村大字藤井 小池弥吉

資性篤実温厚にして農事に従事し後口兵となりて入隊し軍務に勉勵す。明治七年征台の役起るや西郷従道公に従ひ出征して功あり。明治七年一月廿一日戦死す。朝廷功を賞し金員を賜ひ靖国神社に合祀せらる。

一、當村大字藤井 請川數三

資性剛毅活潑にして品行方正なり。明治三十四年三月和歌山中幸校を卒業し同三十四年二月一日士官候補生として歩兵第八聯隊に入隊し、同三十七年三月六日第三師團動員令下り同十八日陸軍歩兵少尉に任ぜられ同日歩兵第十八聯隊補充大隊附被仰付同五月十八日正八位に叙せられる。同六月十九日後備歩兵第十八聯隊へ編入せられ同八月二十三日外征従軍として宇品港出帆同月二十三日清国營口上陸す。同九月三日遼陽戦斗に參與し、後同十月一日より同十日に至る沙河會戦に參與し、同三十八年三月一日奉天附近会戦に參與し、同月九日奉天省奉天府渾河附近の戦斗に參與して負傷す。同月十一日咸京省ワンヅヤツン第十一師團臨時衛生隊にて歿す。同日戦役の功により功五級金鷄勲章を賜ひ勲六等に叙せられ遺族に扶助料金壹百八拾圓一時金壹千壹百圓を下賜せられ靖国神社に合祀せらる。

一、當村大字吉田 高垣兼吉

資性順良にして素朴職務に精勵す。歩兵第六十一聯隊に入隊して成績常に良好なり。日露

役起るや直に出征し諸所に轉戦して功あり。歩兵一等卒を命ぜられ、後病魔の犯す所となる。遂に清国奉天兵站病院に入院し遂に病没す。朝廷功を賞し遺族に一時金額貳百四十圓扶助料年額參拾四圓を下賜せらる。

一、當村大字藤井 小池弥太郎

資性温良にして誠実なり。普通教育を修了し明治三十五年十二月十五日近衛歩兵第二聯隊第九中隊へ入隊し職務に勉勵し優等の成績を以て規定の検閲を了し明治三十六年十二月一日喇叭手を命ぜらる。同三十七年二月五日東洋の風雲急なるに及び充員令発せられ内務販務を命ぜられ後同二月廿一日屯當出發、同二十三日廣島着三月十三日宇品港出帆、同十八日韓国鎮南浦上陸したり。同九月廿七日一等卒被仰付同年五月一日清国九蓮城附近に於て戦闘、同年六月八日岫巖城附近に於て戦闘、同年六月十三日二道河附近に於て戦闘、後各所に在りて十数回の戦闘を重ね同三十八年十一月十六日病に依り近衛師團第三野戦病院北英城分院へ入院、同年十二月十三日病没す。朝廷功を賞し上等兵に進め勲八等に叙し金貳百六十圓扶助料年額金三十八圓を遺族に賜はる。

明治二十七年、八年、同三十七、八年戦役に際し當村は奮って多数の軍事公債を應募し或は軍資を献納し特に兵士に慰問袋を贈りて之を慰問し其の他赤十字社員に加りして其の救護事業を援くる等、後援事業として遺憾なく之を行ひたり。

藤田村郷土誌に就て

- 一、藤田村に郷土誌あるを教へられたるは御坊町芝口常楠氏であつて同村役場の保管する所である。
 - 二、序文にある如く明治末年本縣が各村に郷土誌の作成を命じた事があり、本郷土誌は即ち其の命により作成せられたるものである。故に是は内より盛り上がりたるものでなく、外から促されて成つたものである。内容が甚だ貧弱なるは全く是が為である。
 - 三、編著者天野稻楠氏は、湯川村富安の人。當時の藤田小幸校長である。
 - 四、此の内で最も興味あるのは藤井製紙業の歴史である。其の他の事柄に就いてもせめて此の項の半分丈熱意をもつて書かれたならと残念であるが、此丈けのものでも作つておいて呉れた事は感謝すべきである。
- 昭和二十四年十月九日 村誌寫本のペンををくに際し

清水 長一郎

父長一郎が、第二次世界大戦後の物資不足の時代、勤務先の廃棄書類の裏を使って、手書きで写本した郷土誌関係を、活字化して保存しようと、定年後始めで五巻目の完成である。Window98、MeでJustisystem 1 太郎 Ver.12 使用

平成十五（2003）年六月二十四日

清水 章博